(3)　「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」、「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「自動車専用」、「特定小型原動機付自転車・自転車専用」、「普通自転車等及び歩行者等専用」、「歩行者等専用」、「許可車両専用」、「許可車両（組合せ）専用」、「広域災害応急対策車両専用」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、「進行方向別通行区分」、「一般原動機付自転車の右折方法（二段階）」、「環状の交差点における右回り通行」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」及び「警笛区間」を表示するものについては、文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。

(4)　「一方通行」及び「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行」を表示するものについては、記号及び縁線を白色、縁及び地を青色とする。

[(5)～(8)　略]

4　[略]

(四)　[略]

(五)　文字等の大きさ等

[1～7　略]

8　縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

[(1)・(2)　略]

(3)　規制標識

縁は十五ミリメートルとし、縁線は「一時停止」及び「車両通行区分」を表示するものについては十五ミリメートル、「一方通行」及び「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行」を表示するものについては十二ミリメートルとする。

(4)　[略]

(六)　車両の種類の略称

規制標識に車両の種類を記載するときは、次の表の上欄に掲げる車両について、それぞれ同表の下欄に掲げる略称を用いることができる。

車両の種類	略称
[略]	
一般原動機付自転車	原付
特定小型原動機付自転車	特定原付
特例特定小型原動機付自転車	特例特定原付
二輪の自動車及び一般原動機付自転車	二輪
道路交通法施行規則第二十四条第一項に規定する小型二輪車及び一般原動機付自転車	小二輪
[略]	

(3)　「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」、「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「自動車専用」、「自転車専用」、「自転車及び歩行者等専用」、「歩行者等専用」、「許可車両専用」、「許可車両（組合せ）専用」、「広域災害応急対策車両専用」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、「進行方向別通行区分」、「原動機付自転車の右折方法（二段階）」、「環状の交差点における右回り通行」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」及び「警笛区間」を表示するものについては、文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。

(4)　「一方通行」及び「自転車一方通行」を表示するものについては、記号及び縁線を白色、縁及び地を青色とする。

[(5)～(8)　同上]

4　[同上]

(四)　[同上]

(五)　文字等の大きさ等

[1～7　同上]

8　縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

[(1)・(2)　同上]

(3)　規制標識

縁は十五ミリメートルとし、縁線は「一時停止」及び「車両通行区分」を表示するものについては十五ミリメートル、「一方通行」及び「自転車一方通行」を表示するものについては十二ミリメートルとする。

(4)　[同上]

(六)　車両の種類の略称

規制標識に車両の種類を記載するときは、次の表の上欄に掲げる車両について、それぞれ同表の下欄に掲げる略称を用いることができる。

車両の種類	略称
[同上]	
原動機付自転車	原付
二輪の自動車及び原動機付自転車	二輪
道路交通法施行規則第二十四条第一項に規定する小型二輪車及び原動機付自転車	小二輪
[同上]	